

平成23年10月7日

体育史専門分科会会員

(体育史学会会員)

各 位

体育史専門分科会会長

(体育史学会会長)

大 熊 廣 明

体育史専門分科会会員の体育史学会(平成23年9月25日設立)正会員への  
移行について(ご連絡)

去る平成23年9月25日((社)日本体育学会第62回大会第2日目)に体育史専門分科会の臨時総会が開催され、標記のように体育史学会が設立されました。体育史学会の設立は、(社)日本体育学会の一般社団法人化への改革の際に各専門分科会に検討が求められた事項でありましたが、独立学会化することで(財)日本学術会議への協力学術団体への申請の道を開くことにもなり、機関誌『体育史研究』の学術誌としての位置づけも現在より確固たるものになるものと将来的に期待されます。

新たに設立された体育史学会は、これまでの体育史専門分科会と比べて、会員の権利や会員へのサービスには特段の変わりはありません。体育史学会会則にございますとおり、会費も4,000円とし、その徴収方法も現時点では変更なく、(社)日本体育学会の自動引き落としがご利用いただけます。準会員((社)日本体育学会の会員ではなく体育史専門分科会のみ所属されていた会員)あるいは自動引き落としをご利用いただいていない会員のみなさまには、これまでどおり郵便振替やゆうちょ銀行口座への振り込みもご利用いただけます(平成24年3月までは、現在の加入者名「体育史専門分科会」がご利用いただけます)。

しかしながら、体育史学会が設立され、平成23年度の体育史専門分科会の会員の皆様が体育史学会に継続して所属されるかどうかは、会員1人1人の皆様の意思が尊重されるべきものと考えます。そこで、平成24年度以降体育史学会の会員を継続されるかどうかの確認をいたしたくこの文書をお送り(お示し)した次第です。平成23年度分の体育史専門分科会会費は既に多くの会員が振替(送金)済みであり、機関誌『体育史研究』も既に送付いたしておりますので、平成23年度末までは体育史専門分科会会員(体育史学会会員)として継承されます。

次年度平成24年度以降体育史学会の会員を継続されるかどうかの確認として、**平成23**

年度末で退会される場合のみ、体育史専門分科会事務局（体育史学会事務局）に e-mail かファックス、あるいはおはがきでご連絡ください（体育史学会の会員数把握のため、退会連絡は平成 23 年 11 月末までをお願いいたします）。平成 24 年度以降体育史学会の会員を継続される場合に連絡は不要です。

退会される場合のご連絡内容

- ご氏名
- 現在のご所属

体育史専門分科会を平成 24 年 3 月 31 日で退会いたします。

署名（あるいは捺印） 署名（直筆でご氏名を書かれる場合は捺印は省略できるものとします。）

〔補足説明〕

1. (社) 日本体育学会は一般社団法人への移行とそのための手続きを進めており、その過程で、現在の改革案が提示されています（平成 23 年 9 月 25 日 (社) 日本体育学会代議員会承認）。現時点では専門分科会は存在していますが、一般社団法人への移行後は、専門領域「体育史」となります。
2. 体育史専門分科会にはこれまで準会員と会員の区別がありましたが、体育史学会では正会員となります。そして、新たに学生会員の会員種別を設けます。
3. (社) 日本体育学会の一般社団法人化が所管官庁によって承認され、移行が完了するまで体育史専門分科会の名称は使用可能です。

関連資料

旧体育史専門分科会会則・体育史学会会則新旧対照表

旧体育史専門分科会役員選出規程・体育史学会役員選出規程新旧対照表

体育史専門分科会事務局  
(体育史学会事務局)

〒811-4192 福岡県宗像市赤間文教町 1 - 1

福岡教育大学保健体育講座内 榊原浩晃

e-mail hiroakis@fukuoka-edu.ac.jp

ファックス 0940-35-1709 (保健体育講座共通)

(ファックスは榊原浩晃宛明記してください)